

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 こども家庭支援課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長こ放第22号
委 託 業 務 名 称	長浜市放課後児童健全育成事業業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市南高田町5番5号 放課後児童クラブ きっずライフ南高田
業 務 の 概 要	本事業は、小学校に通学する児童の保護者が、就労等により家庭にいない場合に、授業の終了後及び長期休業等において、生活の場を提供することで、児童の自主的な活動支援を行うとともに保護者の就労支援を図ることを目的としており、公設クラブの定員超過緩和・待機児童解消・利用者の選択肢の多様性を図るため、民設で実施する放課後児童クラブの設置促進を実施している。
履 行 期 間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 額 (税 込)	12,807,000円
契 約 の 相 手 方	〔所在地又は住所〕長浜市鍛冶屋町917番地 〔商号又は名称〕株式会社教文堂 代表取締役 草野 雅敏
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本契約の性質又は目的が以下の理由により、競争入札に適しないものに該当することから、一者随意契約の方法によることとした。 (1)長浜市放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、児童支援の経験と実績があり、事業に必要な職員の配置を行っていること。 (2)本業務委託は、国交付基準額に基づく実施形態であること。 (3)当該事業者が専用施設を独自に確保し、市の基準に基づき運営を行うもので、他の事業者が同施設で実施することが困難であること。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。